

秋田市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 6 月 26 日

秋田市長 沼 谷 純

秋田市条例第45号

秋田市市税条例の一部を改正する条例

秋田市市税条例（昭和25年秋田市条例第36号）の一部を次のように改正する。

「第 3 章 目的税

目次中 第 1 節 入湯税（第123条—第133条） を「第 3 章 入湯
第 2 節 事業所税（第134条—第145条）」
税（第123条—第133条）」に改める。

第 3 条第 2 項中「次に掲げるもの」を「入湯税」に改め、同項各号を削る。

第12条中「、第127条第 3 項又は第141条第 1 項もしくは第 2 項」を「又は第127条第 3 項」に改め、同条第 2 号および第 3 号中「、第122条の 9 第 1 項の申告書又は第141条第 1 項もしくは第 2 項」を「又は第122条の 9 第 1 項」に改める。

「第 3 章 目的税」を「第 3 章 入湯税」に改める。

第 3 章第 1 節の節名を削る。

第 3 章第 2 節を削る。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の秋田市市税条例の規定は、令和 8 年 5 月 29 日から適用する。

（経過措置）

2 令和8年5月29日の属する事業年度の直前の事業年度分までの法人の事業および同日前に終了した個人に係る課税期間についての個人の事業に対して課する事業所税については、なお従前の例による。